

# 指定採水員指定講習会について

## 1. 「指定採水員指定講習会」とは

福岡県（北九州市及び大牟田市を除く区域）における浄化槽法第11条に基づく検査の試料採取については、福岡県の指導監督のもとに当協会が開催する講習会（以下、「指定講習会」という。）を受講した者（以下、「指定採水員」という。）でなければならないと規定されています。

「指定講習会」は、新たに指定採水員の指定を受けようとする方、並びに既に指定採水員である方がそれぞれ引き続き3年間の指定を受けるための講習会です。

※今回の指定講習会の受講による指定採水員の指定期間は、令和6年3月31日までとなります。

## 2. 対象者

（1）福岡県（北九州市及び大牟田市を除く区域）で登録している保守点検業者または市町村の許可を受けている浄化槽清掃業者並びにその従業員であって、次のいずれかに該当する方（新規）。

① 浄化槽管理士の資格を有する方。

② 免状は交付されていないが浄化槽管理士資格の取得が確定している方。

（2）指定採水員の更新期限が令和3年3月31日をもって満了する方で、引き続き指定採水員の指定を受けようとする方（更新）。

（3）指定採水員の更新期限が令和3年4月1日以降に満了する方で、引き続き指定採水員の指定を受けようとする方（更新）。

※ （2）に該当する方は必ず受講して下さい。（該当者が所属する事業所には、該当者の名簿を添付しています。）

## 3. 申込方法

裏面の「指定採水員指定講習会申込書」を郵送またはFAXして下さい。

用紙が不足する場合、裏面の「指定採水員指定講習会申込書」をコピーしてお使いいただくか、当協会ホームページ（[www.fjkyo.or.jp](http://www.fjkyo.or.jp)）よりダウンロードしてお使い下さい。

**FAX (092)947-3636**

## 4. 申込期限

令和2年12月23日（水）まで